

社会保障・福祉政策の動向と対応
～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～
政 策 動 向
令和 7 年度 No.4 Ver.1/2025.10.7

目 次

〔項 目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 地方創生・地方分権等	P 2
3. 社会福祉法人	P 5
4. 高齢者	P 9
5. 障害者	P 13
6. 子ども・家庭福祉	P 15
7. 人材確保等	P 19
8. 予算	P 28
9. 災害対策	P 35

本号は令和 7 年 8 月 21 日～10 月 3 日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<通知・公表>

新しい資本主義実現本部

◇最低賃金の引上げに係る支援策の公表(2025.9.5)

- ▶ 9月5日、内閣官房は、最低賃金の引上げに係る支援策を示した。
- ▶ 最低賃金については、9月5日までに全ての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が取りまとめられ、8月4日に中央最低賃金審議会で取りまとめた目安6.0%を大幅に上回る6.3%、引上げ額は過去最大の66円となり、全国加重平均は1,121円となった。
- ▶ 今般、最低賃金の引上げへの対応の一環として生産性向上の支援策を強化するもの。
- ▶ 具体的には、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として、以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置を講ずる。
 - ①業務改善助成金(厚生労働省)
 - ②ものづくり補助金(経済産業省)
 - ③IT導入補助金(経済産業省)
 - ④中小企業省力化投資補助金(一般型)(経済産業省)
- ▶ このうち、①業務改善助成金(厚生労働省)については、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度。

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

2. 地方創生・地方分権等

<会 議>

新しい地方経済・生活環境創生本部

◇第 5 回（2025.9.2）

- ▶ 9 月 2 日、政府は第 5 回新しい地方経済・生活環境創生本部を開催し、地方創生 2. 0 関係の概算要求、税制改正要望、新地方創生交付金の第 2 次採択、「広域リージョン連携」の推進について協議を行った。
- ▶ 石破総理からは「本年 6 月、『若者や女性にも選ばれる地方』の実現に向け、『地方創生 2. 0』を進めていくため、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生など、五つの柱からなる『基本構想』を閣議決定した。

今回の基本構想では、社会課題解決に挑戦する意欲・能力のある『民』の力を最大限にいかすこと、こうした官民連携を強化していくことを前面に打ち出している。

各府省庁から、地方創生 2. 0 に関する概算要求・税制改正要望が出されたところであるが、全閣僚は、『令和の日本列島改造』に向け、産官学金労言との議論を深め、各種政策やプロジェクトを、官民で連携して、着実に進めていきたい。

新地方創生交付金については、本日、新たに、第 2 弾の事業を採択した。これにより、令和 7 年度の採択額は合計で 2,334 億円となり、全国で 1,580 自治体の取組を採択することとなった。

今後 10 年を見据えた『基本構想』を実現するに当たって、全閣僚が、それぞれの府省庁の先頭に立ち、具体的な取組を進めていきたい。」と発言した。

地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会

◇第 183 回（2025.9.26）

- ▶ 内閣官房は 9 月 26 日、第 183 回提案募集検討専門部会を開催し、令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について、関係省庁からのヒアリングを行った。
- ▶ 福祉分野については、社会福祉主事の任用資格要件の緩和、福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し、について二次回答が示された。

○社会福祉主事の任用資格要件の緩和

<提案内容>

生活保護業務において、多様な人材の従事を可能とするため、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を提案する。

【要件緩和の内容】

社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味した要件を追加する

<二次回答>

実務経験のみで社会福祉主事任用資格の取得を認めることは適切ではなく、養成課程等における知識・技術の習得による一定の水準の確保が必要と考えているが、社会福祉主事の資格については令和元年度の地方分権改革に関する提案を受けて、見直しを行い、指定科目の読替に関する通知改正を行ったところ。

まずは、通知改正を踏まえ、どのような課題が生じているのかなど実態調査を行った上で、調査で把握した具体的な課題に応じて検討を進めていく。

○福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し

＜提案内容＞

福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている*社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。

* 都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保

【提案に対する二次回答】

＜提案の主訴＞

- ・都道府県及び評価機関の負担軽減
- ・各都道府県における評価機関の確保

＜対応方針＞

認証要件における研修受講要件を緩和することにより、都道府県や評価機関の研修にかかる負担を軽減するとともに、評価機関が複数の都道府県で活動する可能性を広げることで、各都道府県における評価機関の確保にも資する。

＜二次回答＞

- ・ 都道府県が地域のサービスの提供体制の整備を担っている中で、サービスの質の更なる向上のために行っている第三者評価事業についても同様に、都道府県を実施主体としているものである。
- ・ そうしたことを踏まえ、第三者評価の評価基準、研修内容、認証要件は、地域の実状を踏まえながら、都道府県が設置する都道府県推進組織が策定することとしているものであり、全国統一化は困難であるところ、現在においても国において各種ガイドライン等を策定しており、都道府県推進組織における策定において当該ガイドライン等を活用いただいているところである。
- ・ その上で、国においても工夫出来る部分は工夫をし、評価機関及び都道府県の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を進めていきたいと考えている。
- ・ 具体的には、他都道府県において受講した研修の内容が、自都道府県における研修受講と置き換えることが可能と都道府県が判断する場合、自都道府県内における研修受講を免除することを認めることを念頭に、検討を進めていきたい。
- ・ 一方で、認証については、評価機関が各都道府県内で評価を行う根拠になるものであることから、各都道府県推進組織において、内容を審査のうえ認証を行っていただく必要があると考える。

◇第 182 回（2025.9.25）

- ▶ 内閣官房は 9 月 25 日、第 182 回提案募集検討専門部会を開催し、令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について、関係省庁からのヒアリングを行った。
- ▶ 福祉分野については、障害者支援施設における設備基準等の見直しについて下記のとおり二次回答が示された。

○障害者支援施設における設備基準等の見直しについて

＜提案内容＞

特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者 1 人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。

＜二次回答＞

一次回答で回答したとおり、障害者支援施設における人員、設備及び運営に関する基準については、障害者支援施設としての安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう定めたものであり、当該基準を「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えている。

中山間地域等における人員、設備等の基準の在り方については、今後、社会保障審議会障害者部会等での議論において、構成員である全国知事会や全国市長会も含め、関係者のご意見もいただきながら、入所施設から地域生活への移行を推進している中で、どのようなことができるか検討してまいりたい。

◇第 180・181 回（2025.9.16・17）

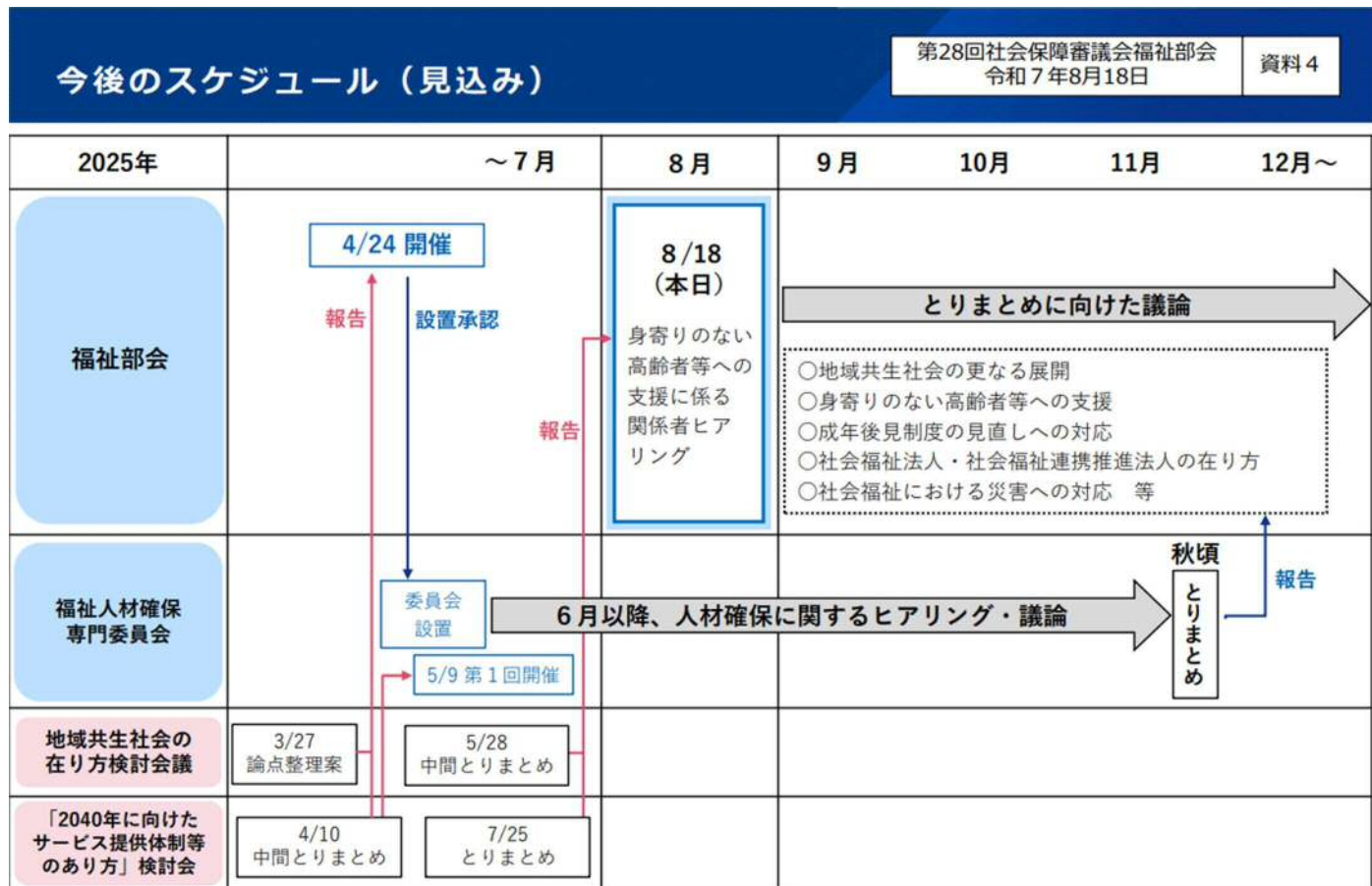
- ▶ 内閣官房は 9 月 16・17 日、第 180・181 回提案募集検討専門部会を開催し、令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について、関係省庁からのヒアリングを行った。（福祉分野に関する重点事項のヒアリングはなし）

3. 社会福祉法人等

<会議等>

社会保障審議会 福祉部会

【検討スケジュール】



※ 議論の内容に応じ、介護保険部会、障害者部会、こども家庭審議会など、関係審議会とも連携

■ 年内に報告をとりまとめ予定

<検討事項>

- 地域共生社会の更なる展開
- 身寄りのない高齢者等への支援
- 成年後見制度の見直しへの対応
- 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
- 社会福祉における災害への対応 等

【検討状況】

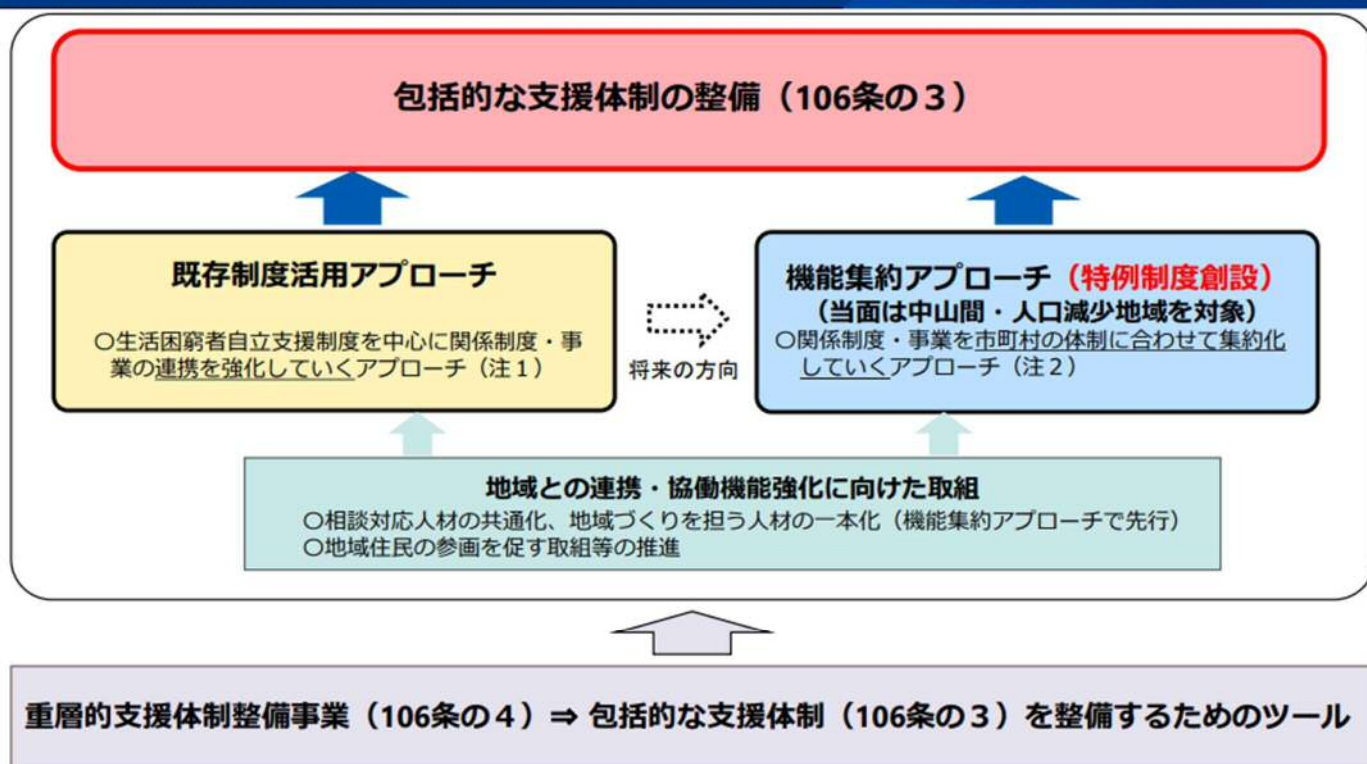
開催日	議事
2025年4月24日 (第27回)	○福祉人材確保専門委員会の立上げについて ○「地域共生社会の在り方検討会議」の検討状況について ○「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の検討状況について ○社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について(報告)

2025 年 8 月 18 日 (第 28 回)	○身寄りのない高齢者等への支援に係る関係者ヒアリング ○今後のスケジュール(見込み)について(報告)	
2025 年 9 月 8 日 (第 29 回)	○地域共生社会の更なる展開について ○身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について	
2025 年 10 月 21 日 (第 30 回)		

◇第 29 回 (2025.9.8)

- ▶ 9 月 8 日、厚生労働省は第 29 回社会保障審議会福祉部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「地域共生社会の更なる展開」「身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応」について協議が行われた。
- ▶ 地域共生社会の更なる展開についてでは、基本的な考え方として「①生活困窮者自立支援制度を軸に関係制度・事業の連携を強化していく”既存制度活用アプローチ”」と「②人口減少や担い手不足等を踏まえ、関係制度・事業を市町村の体制に応じて集約化していく”機能集約アプローチ”」の考えに基づき、具体的に下記の取り組みを行うとしている。
 - (1)地域との連携・協働機能強化のため、相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材の一本化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の参画を促す取組を推進する。
 - (2)高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業を集約化していくための「機能集約特例制度」を創設する(当面は、中山間・人口減少地域を対象)。
- ▶ また、「重層的支援体制整備事業の位置づけ・質の向上」について、「重層事業は、包括的な支援体制を整備するための手段(ツール)であることを再確認するとともに、単なる体制整備(人件費補助)から、機能面・取組面(実績)を総合評価する仕組みへと見直していく。」としている。

2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針(イメージ)



(注1) 高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業などを活用しつつ、生活困窮を中心に、連携を強化。(地域の実情に応じて、地域包括ケアなどを中心に据えることも可能)

(注2) 高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業の配置基準を見直し、集約化(詳細な制度設計は今後調整)

- ▶ 身寄りのない高齢者等への対応、「新たな事業」について、下記内容が論点案として示され、協議が行われた。

2 新たな事業について（3 / 5）

論点

○ 現行の日自事業の実施体制等や、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめの内容を踏まえ、新たな事業に関し、以下の点についてどのように考えるか。

【1. 趣旨】

○ 新たな事業の趣旨は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う
- ・ 資力が十分でなくても支援の必要性があり、これらの者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業（以下「無低事業」という。）とする

【2. 対象者】

○ 新たな事業の対象者は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者
- ※ なお、身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることはできないのではないか

【3. 無低事業の要件】

○ 新たな事業の無低事業の要件は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる
- ※ 無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが考えられないか

2 新たな事業について（4 / 5）

【4. 事業内容】

○ 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な者や身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することとしてはどうか。

○ 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。

＜事業内容の例＞

- ・ 定期連絡等の定期的な見守り
- ・ 一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
- ・ 福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
- ・ 通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり

○ 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とする。

＜事業内容の例＞

- ・ 契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
- ・ 緊急連絡先の提供
- ・ 入院費用の支払代行

○ 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。

＜事業内容の例＞

- ・ 葬儀（火葬）・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
- ・ 資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
- ・ 公共料金の収受機関等への連絡

○ 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない

○ 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

2 新たな事業について（5 / 5）

【5. 契約締結】

○ 新たな事業の契約締結は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 本人又は代理人と契約締結
- ・ 本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【6. 利用料】

○ 新たな事業の利用料は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
- ・ 利用料については、各地の最低賃金や新事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定

【7. 実施主体】

○ 新たな事業の実施主体は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 事業の実施主体に制限は設けない

【8. チェック体制】

○ 新たな事業のチェック体制は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 実施主体は都道府県知事へ届出
- ・ 都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
- ・ 実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
- ・ 加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守が望ましい

<実施主体が社会福祉協議会の場合>

- ・ 都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の日常生活自立支援事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会は新事業を実施
- ・ 運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

- ▶ 委員の東社協鳥田副会長は、「身寄りのない高齢者等への対応は、社会福祉協議会としても取り組むべき社会的な課題である」としたうえで、検討に当たって考慮すべき事項について意見書を提出し意見を述べた(下記参照)

第 29 回社会保障審議会福祉部会への意見(抜粋)

1. 身寄りのない高齢者等への対応は、福祉の領域を超えた多様な主体によって取り組むべき課題であることを前提に検討する必要がある。
2. 福祉における身寄りのない高齢者等への対応は、権利擁護支援体制の一環として取り組むべき課題であることから、市区町村を主体としながら、都道府県及び市区町村の実情に応じた支援体制を構築するよう検討する必要がある。
3. 身寄りのない高齢者等への対応について、現行の日自事業とは支援の対象や支援内容が異なり、また、事業の実施には民事法等の高度な知識や専門性が求められることから、日自事業とは別の新たな枠組みによる実施も含めて検討する必要がある。
4. 身寄りのない高齢者等が適切な支援を受けることができるよう、高齢者等終身サポート事業を実施する民間事業者に対する、都道府県や市区町村におけるチェック体制の構築を検討する必要がある。
5. 現行の日自事業への予算確保にはご尽力いただいているところではあるが、市区町村社協では厳しい人員体制が続く他、委託契約を見直す動きも見られることから、今後の検討にあたっては、都道府県や市区町村の関わりも含めて、社会福祉協議会等へのヒアリング等によって、実態把握や意見聴取を引き続き丁寧に行う必要がある。

4. 高齢者

<会 議>

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 247 回(2025.9.5)

- ▶ 9 月 5 日、厚生労働省は第 247 回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)の調査票等」「介護人材確保に向けた処遇改善等の課題」等について協議が行われた。
- ▶ 令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)の調査票等については、調査概要及び調査票案が示され、協議が行われた。
- ▶ 介護人材確保に向けた処遇改善等の課題については、人材確保をめぐる状況や直近の取り組み等について報告が行われた後、下記のとおり論点が示され、協議が行われた。

現状と課題及び論点

<現状と課題>

- 介護職員については、人材確保を図るため、これまで累次の処遇改善に取り組んできた。直近では、令和6年度介護報酬改定において、従来の3種類の処遇改善関連加算を「介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、加算率の引上げを行った。加えて、令和6年度補正予算による更なる賃上げに向けた支援や処遇改善加算の更なる取得促進に向けた取得要件の弾力化等を実施している。
- 令和6年の介護職員の給与は、依然全産業平均との差がある状況である。また、2025年春季労使交渉においても、賃上げ率が5.25%（賃上げ分が明確に分かる組合の賃上げ分は3.70%）となり、2年連続の5%超を記録するなど、全産業で力強い賃上げが行われていることに加え、2025年度の地域別最低賃金は、全国加重平均額で63円（6.0%）の引上げ（中央最低賃金審議会が示した目安どおりに改定された場合）となっている。
- さらに、介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、令和5年介護サービス施設・事業所調査では、介護職員数が統計開始後初めて減少するなど、2040年に向けて高齢化のより一層の進行と現役世代の生産年齢人口の減少を迎える中、介護サービス提供を維持していくためには、介護職員をはじめとする介護従事者の確保が喫緊の課題となっている。
- 加えて、骨太の方針2025における記載のとおり、介護等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要があり、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等を踏まえ、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行うことが必要である。
- なお、令和7年度予算に関する「大臣折衝事項」等で指摘されている、令和6年度改定及び令和6年度補正予算で措置した施策が介護職員等の処遇改善に与える効果については、秋頃のとりまとめに向けて調査を行っている。

<論点>

- 2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や地域別最低賃金の引上げ、昨今の物価上昇による影響等を踏まえ、骨太の方針2025に記載されている、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ、特に介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、現行の介護職員等処遇改善加算について事業所の事務負担軽減と処遇改善の実効性を両立する観点や、利用者負担・保険料負担とのバランスも考慮しながら介護サービス提供を維持していくための介護職員をはじめとする介護従事者の確保を行う必要性等を勘案して、どのような方策が考えられるか。

社会保障審議会介護保険部会

◇第 125 回(2025.9.29)

- ▶ 9 月 29 日、厚生労働省は第 125 回社会保障審議会介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、「地域包括ケアシステムの深化、持続可能性の確保」について協議を行った。
- ▶ 今回は、論点として下記 3 点が示され、協議が行われた。
 - ①地域包括ケアシステムの実現・深化に向けた支援体制の整備

○市町村が定めている中長期的な推計について、保険料の算定に必要な記載事項と位置付けを明確化し、都道府県についても、2040 年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくことが考えられるのではないか。等

②医療介護連携の推進

○第 10 期における足元の検討事項として、請求情報(NDB、介護 DB)等に基づく地域の医療介護の提供体制に係る地域課題の検討や高齢者施設等と協力医療機関の連携について未対応の施設へのマッチング等について、医療介護総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場の議論の対象とし、実効性の伴う開催時期等を含めて、必要な見直しを行うことが考えられるのではないか。等

③持続可能性の確保

○給付と負担について、全世代型社会保障構築会議での検討や「経済財政運営と改革の基本方針 2025」等をふまえ次期制度改正に向けてどのように考えるか。等

◇第 124 回(2025.9.8)

▶ 9 月 8 日、厚生労働省は第 124 回社会保障審議会介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」について協議を行った。

▶ 今回は、下記 6 つの論点について考え方が示され、協議が行われた。

①地域の類型の考え方

○「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」における対応は、当該地域の需給状況や個々のニーズ等とあわせ、今後の 2040 年を見据えた対応も踏まえつつ、介護保険事業(支援)計画の策定プロセスに着目して、それぞれの地域類型を意識しながら、都道府県・市町村など関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行うことが考えられないか。

○特に、サービス需要が減少する「中山間・人口減少地域」については、サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける必要があるのではないか。この場合、当該枠組みの対象となる地域を明確化することが必要ではないか。等

②地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

○中山間・人口減少地域において、地域の高齢者が必要なサービスを受けられる体制を引き続き維持・確保できるよう、特例介護サービスの枠組みを拡張することにより、必要な対応を行うことが考えられないか。

○その際、サービスの質の確保や、職員の負担等にも配慮しつつ、サービス・事業所間での連携等を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うことが考えられないか。等

③地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

○これらの地域において、安定的な経営を行うための報酬の仕組みとして、例えば、訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と利用回数に左右されない月単位の定額報酬(包括的な評価の仕組み)を選択可能とするような枠組みを設けることが考えられないか。

④介護サービスを事業として実施する仕組み

○市町村が、地域におけるサービス需要の状況やサービス提供体制の実情に応じて、柔軟にサービス基盤を維持・確保していくことができるよう、市町村が、その実情に応じて、介護サービスを、給付に代わる新たな事業(新類型)として、介護保険財源を活用して実施できる仕組みを設けることが考えられないか。

⑤介護事業者の連携強化

○中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス提供体制を確保するとともに、地域の

サービス需要に柔軟に対応する観点から、都道府県や市町村と連携しながら、法人や介護事業所が、中心的な役割を果たすよう仕組みが有効ではないか。等

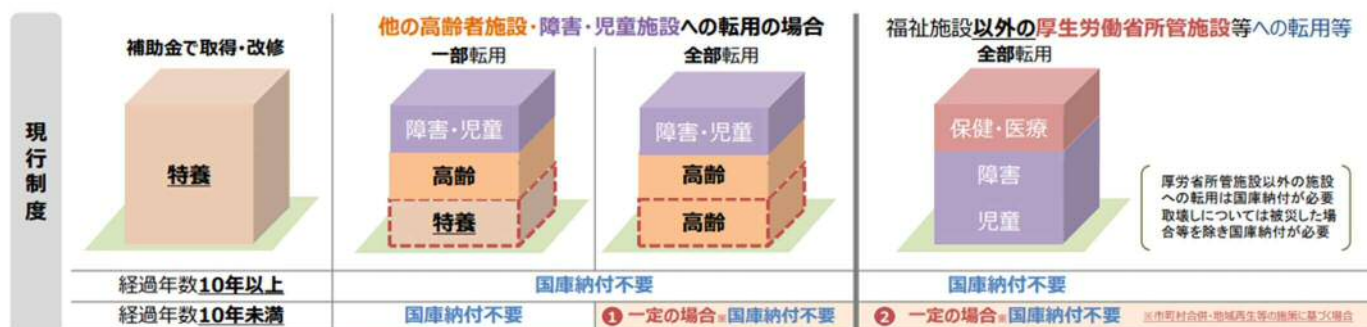
⑥地域の実情に応じた既存施設の有効活用

○中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を検討してはどうか。

論点⑥ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用

論点に対する考え方

○中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を検討してはどうか。



○中山間・人口減少地域の特例として、介護サービス需要の変動に対応するため市町村等が計画的に行う転用については、市町村合併・地域再生等の施策に基づくものと同様に国庫納付を不要とする特例を設けてはどうか。

○その際、補助金の交付の目的に鑑み、高齢者施設への転用を基本とすることが適当という前提で、

①例えば、経過年数10年未満の施設で、当初の事業を継続することが介護保険事業計画等の達成に支障を生じるおそれがある場合は、高齢者施設への全部転用（一部を障害・児童施設に転用する場合を含む。）を認めることが考えられるのではないかと。

②さらに、高齢者人口の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため高齢者事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を図った上で介護保険事業計画等へ位置づけることを条件に、福祉施設以外の厚生労働省所管施設等への転用等を認めることが考えられるのではないかと。

この場合、厚生労働省所管施設以外の施設への転用や取壊し等については、国庫補助がなされていることを踏まえた検討が必要ではないかと。

12

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

◇第5回(2025.9.16)

- ▶9月16日、厚生労働省は第5回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会を開催し、これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について協議を行った。
- ▶検討の方向性については、下記3点についてそれぞれ論点が示され、協議が行われた。

①有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

(i)有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等

- 様々な事情を抱えた方も安心して居住の場を選択できるようにするためには、どのような方策が考えられるか。
- 要介護者の受け入れが可能で、介護サービスの提供体制を備えているホーム等、入居者保護の必要性が高いホームに該当するか、自治体が適切に判断・把握できるために、どのような考え方や仕組みが必要と考えられるか。また、介護保険施設(特定施設を含む)やサ高住との関係はどう整理されるべきか。等

(ii)利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- 高齢者やその家族は専門知識や交渉力が不足することを前提に、多種多様な有料老人ホームから必要なホームを選択できるため、どのような仕組みが考えられるか。また、相談窓口について

は、どのような主体が担うことが期待されるか。 等

②有料老人ホームの指導監督のあり方

○住宅型有料老人ホームの運営形態や入居者像は多様であるなか、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準や介護付きホーム(特定施設入居者生活介護)の指定基準や、在宅とのバランスを踏まえ、住まいでありながら介護の提供の場となる住宅型有料老人ホームは、どのような要件を備えることが必要と考えられるか。 等

③有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

(i) 住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供について

○介護・医療事業者の選択権が入居者・入居希望者にあることを確実に担保するためには、有料老人ホームのみならず、地域包括支援センター、ケアマネ、医療 SW などの地域関係者はどのような役割を果たすべきか。 等

(ii) 特定施設入居者生活介護について

○現在、外部サービス利用型特定施設が非常に少ない現状等を踏まえ、外部サービス利用型の活用を促進する仕組みとして、どのようなことが考えられるか

5. 障害者

<会 議>

社会保障審議会障害者部会

◇第 149 回(2025.9.25)

- ▶ 9 月 25 日、厚生労働省は第 149 回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて協議が行われた。
- ▶ 基本指針見直しのポイントとして、下記 13 点が示された。
 - ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ④地域における相談支援体制の充実強化
 - ⑤障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上
 - ⑥人口減少地域におけるサービスの維持・確保
 - ⑦障害福祉サービスの質の確保
 - ⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
 - ⑨障害者等に対する虐待の防止等
 - ⑩「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ⑪住宅セーフティネット制度との連携
 - ⑫災害時における障害福祉サービス提供の確保
 - ⑬地域差の是正・指定の在り方等
- ▶ また、成果目標項目と活動指標項目に関しても下記内容での見直しが提示され、協議が行われた。
 - 成果目標項目
 - ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ②就労選択支援事業所の設置状況
 - ③障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上
 - 活動指標項目
 - ①施設入所者の地域生活への移行等
 - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ④相談支援体制の充実・強化等
 - ⑤障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

◇とりまとめ(2025.9.24)

- ▶ 9 月 24 日、厚生労働省は障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会のとりまとめを公表した。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

検討会設置の趣旨

- 障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。
- 上記を踏まえ、**障害者支援施設の役割・機能、あるべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討を行った。**

議論のまとめのポイント

1 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

2 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

- **施設待機者の考え方や把握**については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。**実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討。**
- 次期障害福祉計画でも**地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要**。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

今後の対応

- 本検討会の議論のまとめも踏まえ、**第8期障害福祉計画（令和9～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論**していくとともに、**具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討。**

- ▶ 今後、本検討会の議論のまとめもふまえ、第8期障害福祉計画に向けた基本方針の目標等の在り方について障害者部会で検討が行われる。また、具体的な報酬のあり方については、次期報酬改定等に向けて検討が行われることとなっている。

◇第4回(2025.9.16)

- ▶ 9月16日、厚生労働省は第4回障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会を開催した。
- ▶ 第3回検討会での意見及び対応案を踏まえて、これまでの議論のまとめ(案)が示され、協議が行われた。

<通知・公表>

「令和6年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果公表(2025.9.3)

- ▶ 9月3日、厚生労働省が「令和6年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表した。
- ▶ 調査結果のポイントは以下のとおり。
 1. 通報・届出のあった事業所数・対象となった障害者数
通報・届出のあった事業所数※2は、前年度と比べ5.4%増加し、1,593事業所。
通報・届出の対象となった障害者数は、前年度と比べ1.5%減少し、1,827人。
 2. 虐待が認められた事業所数・障害者数
虐待が認められた事業所数※2は、前年度と比べ2.9%減少し、434事業所。
虐待が認められた障害者数は、前年度と比べ14.3%減少し、652人。
 3. 認められた虐待の種別
認められた虐待の種別※3では、経済的虐待が584人(85.0%)で最多。

6. 子ども・家庭福祉

<会 議>

こども家庭審議会 基本政策部会

◇第 17 回(2025.9.22)

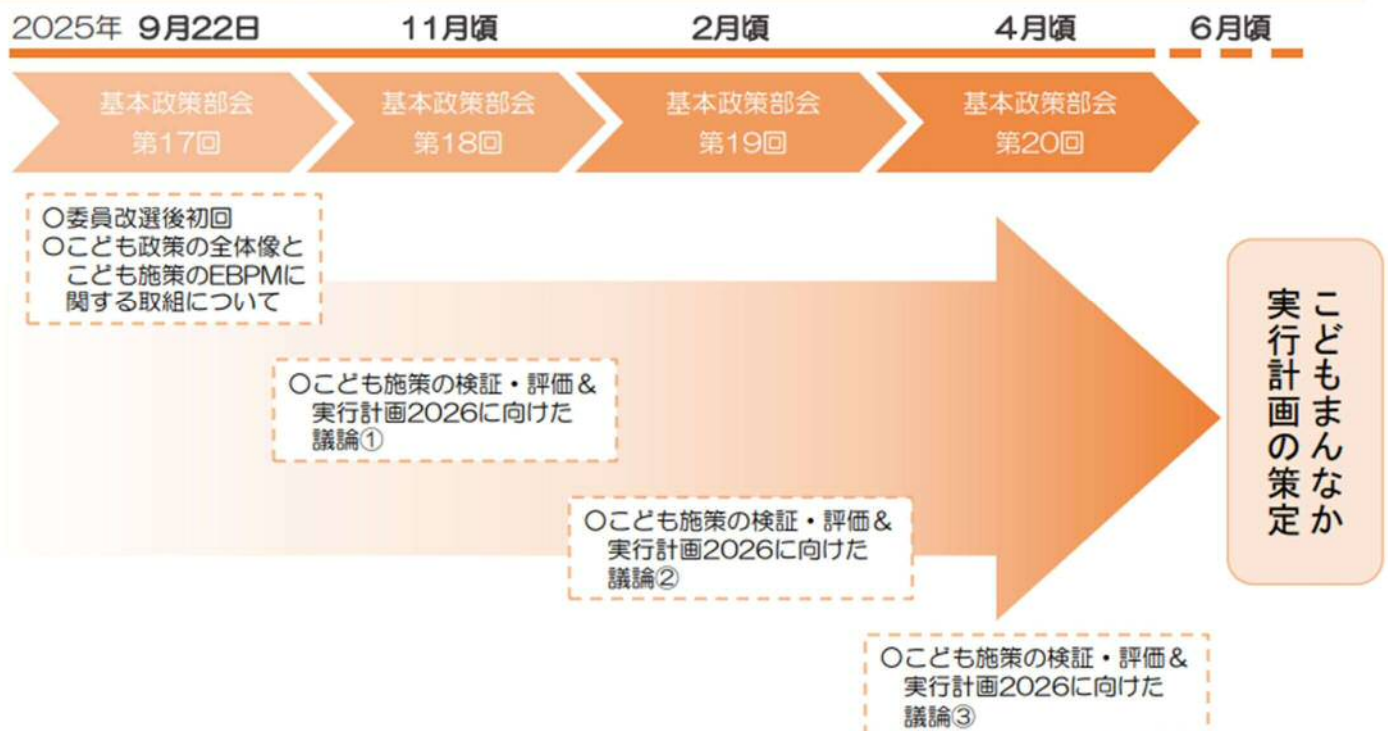
- ▶ 9 月 22 日、こども家庭庁は第 17 回こども家庭審議会 基本政策部会(分科会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催し、「こども・若者参画及び意見反映専門委員会の設置と委員選出」「こども施策の動き」「基本政策部会の今後の進め方」等について報告・協議を行った。
- ▶ 基本政策部会の今後の進め方については、こどもまんなか実行計画の策定に向け、下記のとおり示された。

基本政策部会の今後の進め方について(案)

資料3

こどもまんなか
こども家庭庁

基本政策部会では、こどもまんなか実行計画に掲げられたこども施策の進捗状況や数値目標を含めた指標の検証・評価を行いながら、各分科会・部会や、こども・若者の意見等を踏まえつつ、分野横断的な事項を含め、次回のこどもまんなか実行計画の策定に向けた審議を重ね、こども大綱・こどもまんなか実行計画のPDCAを回していく。



※こどもまんなか実行計画2026の策定に向けた審議にあたっては、各分科会・部会の意見等も十分に参照・活用しながら行う。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会

◇第 18 回(2025.8.27)

- ▶ 8 月 27 日、こども家庭庁は、第 18 回こども家庭審議会 こどもの居場所部会(部会長:前田正子甲南大学マネジメント創造学部教授)を開催し、「議論の進め方」「若者の居場所に関するヒアリング」等について協議を行った。
- ▶ 議論の進め方では、「こども・若者が成長・発達過程等に関わらず居場所を見つけることができる環境整備を進めるため、今年度は特に中高生以上のこども・若者への支援を中心に議論する」とし、今後協議を重ね、2 月ごろに中間とりまとめを行うスケジュール案が示された。

▶ その後、若者の居場所に関するヒアリングや、事務局からの報告が行われた。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会

◇第 4 回(2025.9.5)

- ▶ 9 月 5 日、こども家庭庁は、第 4 回こども家庭審議会こどもの居場所部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会(委員長:大竹智立正大学社会福祉学部教授)を開催し、「専門委員会(第 2 期)の方針」「学齢期以降の『遊び』」について協議が行われた。
- ▶ 「専門委員会(第 2 期)の方針」では、「遊び」「放課後児童クラブ」「児童館」の3つのテーマについて、議論を進めると示され、「遊び」については就学期以降の遊びについて、「放課後児童クラブ」については、放課後児童支援員認定資格研修事業や資質向上に係る事業等について、「児童館」については設置運営要綱について協議を進めるとされた。
- ▶ 今回は、学齢期以降の『遊び』について協議が行われ論点として「遊びの本質について」「遊びの環境(物理的環境、人的環境)について」「学齢期以降のこどもの遊びの特徴について」「個別の課題」が示され、協議が行われた。

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第 14 回(2025.9.29)

- ▶ 9 月 29 日、こども家庭庁は、第 14 回こども家庭審議会 障害児支援部会を開催した。
- ▶ 今回は、障害福祉計画及び障害児福祉計画等の見直しについて協議が行われた。
- ▶ 今回は、見直しの基本的な方向について下記事項について協議が行われた。
 - 告示本文、成果目標、活動指標について、現行の基本指針の全体像と記載事項を確認し、次期計画に削除を含め見直すべき点や追加すべき項目がないか
 - 近年の施策の動向を踏まえて、新たに反映すべき項目がないか

こども性暴力防止法施行準備委員会

◇第 2 回(2025.9.24)

- ▶ 9 月 24 日、こども家庭庁は、第 2 回こども性暴力防止法施行準備委員会を開催し、「こども性暴力防止法施行準備検討会の中間とりまとめ案」等について協議を行った。
- ▶ 中間とりまとめ案は、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行事項の具体化を進めるため、学識経験者、若者、保護者、被害者支援者、教育・保育関係事業者等のヒアリングをふまえ協議をとりまとめたもの。
- ▶ 中間とりまとめ案では、「制度対象」「認定等」「安全確保措置(早期把握、相談、調査、保護・支援、研修)」「安全確保措置(犯罪事実確認)」「安全確保措置(防止措置)」「情報管理措置」「監督等」「その他」について整理されている。
- ▶ 今後、「中間とりまとめ」を基に検討を進め、年内を目途に、内閣府令等の下位法令を定めるとともに、ガイドライン等を策定していくことを予定している。

<通知・公表>

こども家庭庁 保育所等関連状況調査(2025.8.29)

- ▶ 8 月 29 日、こども家庭庁は令和 7 年 4 月 1 日時点の保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめた。
- ▶ 本とりまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施しているもの。
- ▶ 平成 27 年度の調査から、従来の保育所に加え、幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と

特定地域型保育事業(うち2号・3号認定)の数値を含む。

▶ 主なポイントは以下のとおり。

○ 保育所等利用定員は 303 万人(前年比 1.5 万人の減少)

○ 保育所等を利用する児童の数は 268 万人(前年比 2.7 万人の減少)

○ 待機児童数は 2,254 人で前年比 313 人の減少

・ 待機児童のいる市区町村は前年から 6 減少して 211 市区町村。

・ 待機児童が 100 人以上の市区町村は 1 市。

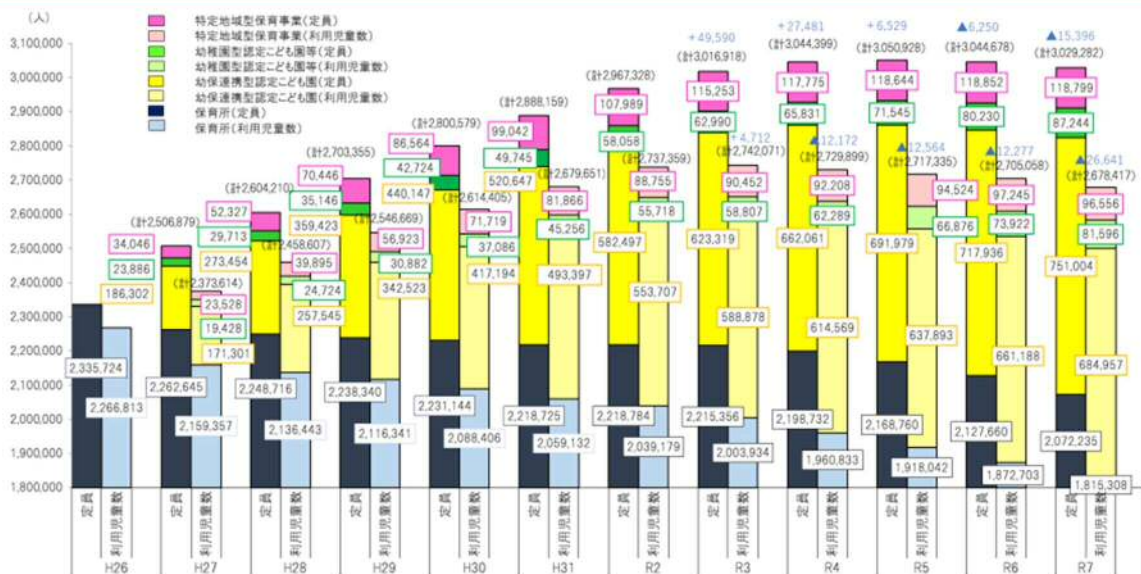
・ 定員充足率は 88.4%(前年比 0.4%の減少)

保育所等利用児童数等の状況①

(保育所等定員数及び利用児童数の推移)

○ 令和7年4月1日時点の保育所等の定員は**3,029,282人**(対前年**▲15,396人**(**▲0.5%**))。

○ 保育所等を利用する児童の数は**2,678,417人**(対前年**▲26,641人**(**▲1.0%**))

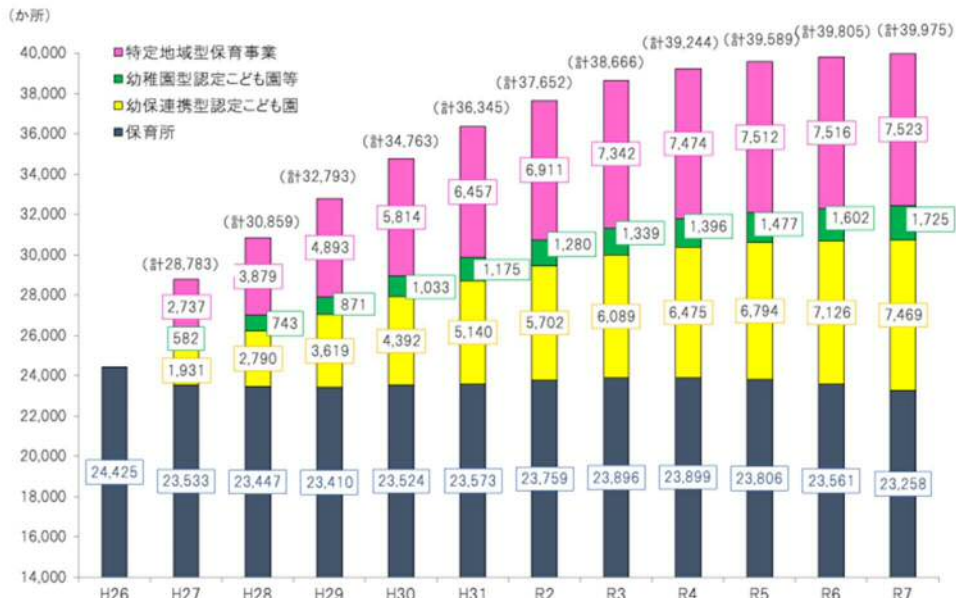


2

保育所等利用児童数等の状況②

(保育所等数の推移)

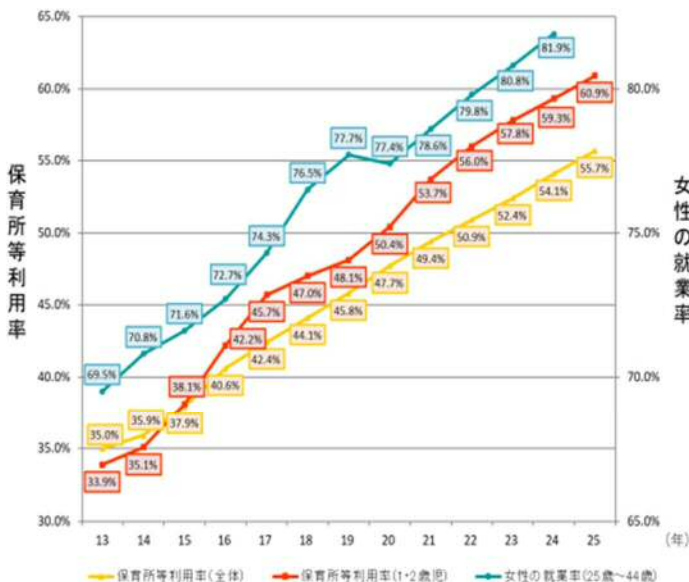
○ 令和7年4月1日時点の保育所等数は**39,975か所**(対前年**170か所増**(**+0.4%**))



保育所等利用児童数等の状況③

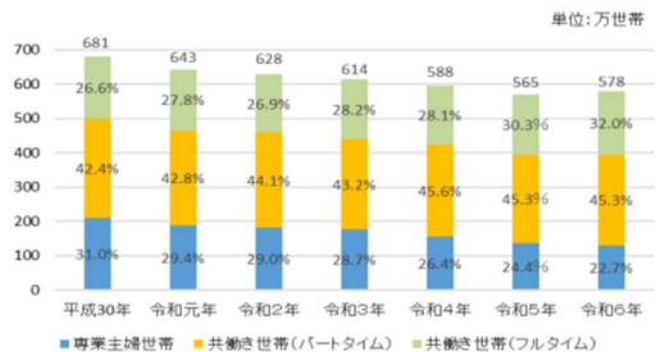
- 令和7年4月1日時点の保育所等利用率は全年齢平均で**55.7%**と就学前児童数の過半数を占める。
- 女性の就業率について、令和6年は**81.9%**（対前年1.1%増）。
- 共働き世帯の割合について、令和6年は**77.3%**（対前年1.7%増）。

女性の就業率と保育所等利用率の推移



※保育所等利用率：当該年齢の保育所等利用児童数÷当該年齢の就学前児童数
※女性の就業率：総務省統計局「労働力調査」

共働き世帯数の推移



【参考】年齢区別の就学前児童数

	令和7年4月(注1)	令和6年4月(注2)
3歳未満児(0～2歳)	2,270,000人	2,382,000人
うち0歳児	716,000人	757,000人
うち1・2歳児	1,554,000人	1,625,000人
3歳以上児	2,536,000人	2,621,000人
全年齢計	4,806,000人	5,003,000人

(注1) 人口推計年報(令和6年10月1日)
(注2) 人口推計年報(令和5年10月1日)

待機児童を解消できなかった要因

- 令和7年4月時点で待機児童のいる自治体に対して待機児童を解消できなかった要因を尋ねたところ、**保育人材の確保が困難(44.1%)**が最も多く、そのほか、**申込者数の想定以上の増加、又は計画していた利用定員数の不足(39.8%)**、**保育需要の地域偏在(35.5%)**が上位にあげられている。
- 待機児童が特に多い自治体における事情については、例えば、待機児童を解消できなかった主な要因について、滋賀県大津市は「保育人材の確保が困難だったため、利用定員数の見込みを達成できなかった」、兵庫県西宮市は「申込者数が想定以上に増加した、又は計画していた利用定員数が不足していた」や「地域によって保育需要に偏りがあった(特定の地域や施設に利用申込みが集中したなど)」と回答している。
- なお、待機児童のいる211自治体のうち、前年より待機児童が増加した自治体は109自治体(対前年同)あり、そのうち54自治体が昨年度は待機児童が0人であり、待機児童解消後も保育ニーズの動向に注視する必要がある。

待機児童を解消できなかった要因



(※)建設事業者や建設資材の確保困難、工事の遅延・中止、近隣住民への説明・合意形成が困難等
備考) 令和7年4月時点で待機児童が存在する自治体に対して尋ねた結果(複数選択可)

待機児童数の多い上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数		対前年比 (R7-R6)	利用定員 増加数	申込者 増加数
			R7.4	R6.4			
1	滋賀県	大津市	132	184	▲ 52	8	▲ 97
2	兵庫県	西宮市	76	121	▲ 45	92	85
3	奈良県	橿原市	68	0	68	65	▲ 143
4	三重県	四日市市	56	72	▲ 16	▲ 38	47
4	兵庫県	明石市	56	50	6	100	184
6	滋賀県	草津市	48	17	31	5	64
7	東京都	世田谷区	47	58	▲ 11	27	76
8	沖縄県	北谷町	42	38	4	8	▲ 9
10	東京都	町田市	40	28	12	33	56
10	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	78

待機児童数の増加数が多い上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数		対前年比 (R7-R6)	利用定員 増加数	申込者 増加数
			R7.4	R6.4			
1	奈良県	橿原市	68	0	68	65	▲ 143
2	大阪府	大阪狭山市	38	0	38	0	66
3	和歌山県	海南市	33	0	33	0	11
4	滋賀県	草津市	48	17	31	5	64
5	大阪府	高石市	34	8	26	30	8
6	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	78
7	大阪府	藤井寺市	24	3	21	▲ 5	83
7	埼玉県	戸田市	18	0	18	64	44
9	奈良県	田原町	22	5	17	10	8
10	福岡県	中間市	16	0	16	1	4

7. 人材確保等

<会議>

労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会

◇第 25 回(2025.9.26)

- ▶ 9 月 26 日、厚生労働省は第 25 回労働政策審議会（職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会）（部会長：守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）を開催し、同一労働同一賃金の施行 5 年後見直しについて協議が行われた。
- ▶ これまでの部会での主な意見を下記 6 つの項目に分け、参考データ等の追加資料をもとに協議が行われた。
 - ①いわゆる「立証責任」
 - ②事業主の説明義務
 - ③無期雇用フルタイム労働者
 - ④行政 ADR
 - ⑤法違反に係る公表の範囲
 - ⑥福利厚生施設

◇第 24 回(2025.9.12)

- ▶ 9 月 12 日、厚生労働省は第 24 回労働政策審議会（職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会）（部会長：守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）を開催し、同一労働同一賃金の施行 5 年後見直しについて協議が行われた。
- ▶ 協議では、労働者の希望に応じた正社員転換やキャリアアップの促進に向けた論点案が下記のとおり示され、協議が行われた。

①正社員転換支援等

1. 正社員転換支援

（論点）正規雇用を希望する非正規雇用労働者が、その希望に応じた働き方を実現できるようにする観点から、正社員転換に向けた企業の取組を促進し、更に実効あるものとするための方策について、どのように考えるか。

⇒パートタイム・有期雇用労働法第 13 条において、事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、同条各号のいずれかの措置を講じなければならないと規定されているところ、当該措置を講じる際に、パートタイム・有期雇用労働者への意向に配慮するよう求めることについて、どのように考えるか。

⇒正社員転換制度等に関する情報公表などの企業の取組を促進することについて、どのように考えるか。

⇒上記のほか、正社員転換を更に実効性のあるものとするために、どのような方策が考えられるか。

2. 「多様な正社員」制度の普及促進

（論点）「多様な正社員」制度は、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得るものであるところ、その普及促進を図っていく上で、どのような方策が考えられるか。

②キャリアアップの促進

（論点）企業内における能力開発の機会に恵まれにくい非正規雇用労働者の職業能力の開発及び向上を通じたキャリアアップを促進するため、どのような方策が考えられるか。例えば、パートタイム・有期雇用労働法に基づく雇用管理指針において、事業主がパートタイム・有期

雇用労働者の雇用管理の改善等の措置等を講ずるに当たり、職業能力開発促進法上の責務を踏まえるべきことを明確化することについて、どのように考えるか。

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

◇第 83 回(2025.9.8)

- ▶ 9 月 8 日、厚生労働省は第 83 回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）を開催し、令和 8 年度予算概算要求について協議が行われた。
- ▶ 雇用環境・均等局概算要求における重点事項と「賃上げ」支援助成金のパッケージについては以下のとおり。

令和 8 年度 雇用環境・均等局概算要求における重点事項（ポイント）

賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

○中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

1,031億円（1,035億円）

▶最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援（「賃上げ」支援助成金パッケージ）

において非正規雇用労働者の処遇改善等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援

・キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

554億円（633億円）

P 3

▶生産性向上による賃上げに取り組む企業に対する伴走型支援の実施

・中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

15億円（15億円）

P 4

▶各地域における賃金引上げの機運醸成に向けた地方版政労使会議開催に関する広報事業の実施

・各地域における賃金引上げ機運の醸成

0.6億円（—）

P 5

▶正社員転換・処遇改善に取り組む事業主に対する助成や求職者支援制度を通じた非正規雇用労働者への支援の推進

・キャリアアップ助成金（一部コース再掲）

1,015億円（1,020億円）

P 6

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等

○就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進

0.8億円（0.8億円）

▶多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進

・労働者協同組合の活用促進

0.8億円（0.8億円）

P 7

○多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進

419億円（385億円）

▶勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進

・「多様な正社員」等の多様な働き方の実現のための環境整備の推進

0.6億円（0.5億円）

P 8

▶年次有給休暇の取得促進や選択的週休 3 日制を含めた多様な働き方の環境整備

・年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

1.3億円（1.4億円）

P 9

・長時間労働の抑制と選択的週休 3 日制度等の普及促進に向けた支援

1.5億円（1.5億円）

P10

▶適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

・テレワーク・フリーストップ・サポート事業

1.1億円（1.3億円）

P11

・人材確保等支援助成金（テレワークコース）

1.4億円（1.4億円）

P12

▶仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替の体制整備・柔軟な働き方の方の導入等を含めた支援

・両立支援等助成金

392億円（358億円）

P13

・中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

3.4億円（3.3億円）

P14

▶共働き・子育て推進に向けた、社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進

・共働き・子育て推進事業（共育（トモイク）プロジェクト）

1.2億円（1.3億円）

P15

▶勤務間インターバル制度導入促進のための支援

・勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

1.1億円（1.1億円）

P16

▶労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

・中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（再掲）

15億円（15億円）

P 4

○ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現

9.2億円（7.9億円）

▶カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進

・職場におけるハラスメントへの総合的な対応

9.2億円（7.9億円）

P17

○フリーランスの就業環境の整備

2.4億円（2.4億円）

▶フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル

110番における相談支援の実施

・フリーランス・事業者間取引適正化等法の円滑な施行

1.7億円（1.7億円）

P18

・フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

0.7億円（0.7億円）

P19

女性の活躍促進

○男女間賃金差の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進

5.1億円（5.5億円）

▶男女間賃金差の解消等に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティング

や情報提供の実施

・民間企業における女性活躍促進事業

2.1億円（2.4億円）

P20

・女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業

3.0億円（3.1億円）

P21

○女性の健康課題に取り組む事業主への支援

1.6億円（1.6億円）

▶女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援

・両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

0.8億円（0.8億円）

P22

・働く女性の健康支援事業

0.8億円（0.8億円）

P23

令和8年度概算要求における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部＝R8要求における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【35億円】

拡充

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
 ➢ 賃金引上げ額を3コース制に再編等、地域別最低賃金改定日の前日までの一定の時期については、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額を地域の実情に応じた特例措置を講じる

働き方改革推進支援助成金 【101億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成
 ➢ 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

人材開発支援助成金 【533億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成
 ➢ 訓練終了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成
 ➢ 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

非正規雇用労働者の処遇改善

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

【554億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
 ➢ 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の新設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇入れ、賃金を上昇させた事業主に助成
 ➢ 雇入れ時の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）【10億円】

拡充

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成
 ➢ 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【1億円】

「在籍型出向」を活用して労働者のスキルアップを行う事業主に対し、出向中の賃金の一部を助成
 ➢ 出向復帰後に賃金を5%以上上昇させた場合に助成

3

▶ また、雇用環境均等分科会にて検討すべき2025年度の年度目標として下記のとおり案が示された。

雇用環境・均等分科会にて検討すべき2025年度の年度目標一覧(案)

	2023年度 実績値	2024年度 実績値	2025年度 目標値
①女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業数	2,716社	3,458社	4,000社
②次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク取得)企業数	4,481社	5,019社	5,400社
③男性の育児休業取得率	30.1%	40.5%	50%

<2025年度目標値の設定の考え方>

① 女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業数

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において定められた、2025年までに2,500社という目標は達成済みであることから、2024年度の実績値（3,458社）及び2022年度以降の認定企業増加数を踏まえ、4,000社を目標としたもの。

$$\text{※} 3,458 + ((464 + 540 + 742) / 3 = 582) = 4,040 \text{社} \approx 4,000$$

② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク取得)企業数

第5次男女共同参画基本計画に定められた2025年までに4,300社という目標は達成済みであることから、2024年度の実績値（5,019社）及び2022年度以降の認定企業の平均増加数を踏まえ、5,400社を目標としたもの。

$$\text{※} 5,019 + ((330 + 350 + 538) / 3 = 406) = 5,425 \approx 5,400$$

③ 男性の育児休業取得率

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）で示された、2025年までに50%とする目標を踏まえたもの。

- ▶ 6月11日に公布された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第63号)」に対して、修正案要綱が3つ示された。
 - ①職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の例示の追加
 - ②特定受託事業者が受けた業務委託に係る業務における顧客等の言動に起因する問題に関する施策の検討
 - ③その他所要の規定の準備

社会保障審議会 福祉部会・福祉人材確保専門委員会

◇第4回(2025.9.17)

- ▶ 9月17日、厚生労働省は第4回福祉人材確保専門委員会(委員長:松原由美 早稲田大学人間科学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「(1)今後の議論の方向性」「(2)介護福祉士養成施設卒業者の国家資格の取得の在り方」「(3)介護人材の届出制度」について、論点が示され協議が行われた。
- ▶ 今回は、「(1)今後の議論の方向性」「(2)介護福祉士養成施設卒業者の国家資格の取得の在り方」「(3)介護人材の届出制度」について、論点が示され協議が行われた。
- ▶ 第2,3回で各関係者より聞き取った意見をもとに、今後の議論の方向性が下記のとおり示された。

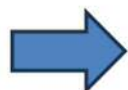
主なご意見と今後の議論の方向性①

【論点①・②】

- 高齢化や人口減少のスピードに地域によって差がある中、各地域における人材確保の取組をどのように進めていくべきか。具体的には、地域の状況を踏まえた課題の発見・分析・共有をどのように行っていくべきか。その際、都道府県をはじめとした地方公共団体の役割、ハローワーク・福祉人材センターなどの公的機関の役割、介護福祉士養成施設の役割、地域の職能団体や事業者などの役割、それぞれの主体の連携について、どのように考えるか。
- 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材をどのように確保していくか。多様な人材とのマッチングを図るための介護事業所の業務の整理・切り出し等について、どのように進めていくか。

【主なご意見】

- 福祉産業全体が団結して他産業と対等に競争できる実効性の高い人材確保策を講じるため、福祉・介護関連の各ステークホルダーが収集可能な情報を一元的に集約し、関係機関間での地域の現状・課題の分析・整理、実態に即した情報の共有や、地域の介護事業者・介護福祉士養成施設等のネットワーク化を図るなど、連携強化が必要。
- 地域軸・時間軸への対応として人材確保策を検討する際、柔軟・分野横断的に継続できるような体制が必要。また、形式的ではなく実効性の高い施策を推進することが必要。ハローワークや福祉人材センターなどの公的機関の機能強化も必要。
- プラットフォームを構築しての取組や、多様な人材確保の取組が地域で行われているが、こうした取組を全国的に広げ、定着させる必要がある。また、介護だけでなく福祉人材の確保策として検討する必要もある。
- 多様な人材の確保のためには、福祉・介護現場の理解・魅力発信が必要。テクノロジーの活用が進んでいることや、社会的課題に対応しているといった、最新の介護をしっかりと情報発信していくことが必要。
- 人材定着のためには雇用管理の改善やICTの活用を含む職場環境の改善が重要。生産性向上の観点から介護助手も活用すべき。業務の整理・切り出しは、サービスの質の向上、介護の専門性の明確化・介護従事者の地位向上にも繋がる。



公的機関を含めた福祉・介護分野の関係者が、情報を共有しネットワーク化を図ることで、多様な人材確保の取組や地域の実情に応じた実践的な取組を可能とするため、プラットフォーム機能の充実が必要ではないか。その際、実践的な取組の実行と、その取組の継続的な実施に向けた制度設計が必要ではないか。

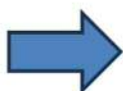
主なご意見と今後の議論の方向性②

【論点③】

- 介護福祉士をはじめとして、介護現場において中核的な役割を担う中核的介護人材について、どのように確保していくべきか。具体的には、介護福祉士養成施設における教育のあり方、介護福祉士の資格取得のあり方、山脈型をはじめとする介護人材のキャリアアップのあり方についてどのように考えるか。また、潜在介護福祉士の活用についてどのように考えるか。

【主なご意見】

- 多様な介護人材の参入を促進していく中で、中核的介護人材が担うべき役割は様々。介護現場で中核的役割を担う介護福祉士の確保・育成においては、役割・機能の整理や明確化、必要なスキルを身につけるための研修の整備、山脈型キャリアモデルで示されるキャリアプランの形成やその複線化が重要。
- 潜在介護福祉士の届出制度について、現行の届出制度が十分に機能していない。潜在化した要因を分析し、復帰策を検討すべき。加えて、地域の現状把握のためにも、現任・潜在の福祉専門職の制度に見直すべき。
- 専門職に共通して必要なコンピテンシーをベースにした相互の学び合いなどが必要。
- 人口減少が進む中で、複合的役割に対応できる人材育成に向けた公的な支援策を講じることが重要。
- ICT教育の推進などの教育の質の向上、地域の担い手への研修や介護職員へのリカレント教育の推進、介護福祉士国家試験の受験対策講座の実施など、地域での養成施設の役割の再整理・これからの方向性を示していくべき。
- 介護福祉士養成施設の卒業生に係る国家試験義務づけの経過措置について、そのあり方について以下の意見が出されている。
 - ・ 特定技能への移行やパート合格の仕組みの導入などの環境整備の状況、前回延長時の附帯決議において終了に向けた検討が求められていること、国家資格に対する社会的信頼・評価の観点から、人手不足とは切り離して考え、廃止すべきという意見
 - ・ 介護人材が不足している状況や、養成施設において留学生が増加し、外国人の国家試験合格率を上げるのに時間が必要な中、養成施設の入学者を維持し、ひいては日本人の学ぶ場所を確保することで介護人材を確保するため、延長すべきという意見



中核的介護人材の確保・育成を図るため、山脈型キャリアモデルなどの取組を引き続き進め、深化させていくとともに、潜在介護福祉士に係る届出制度のあり方を検討する必要があるのではないか。

加えて、福祉人材確保の観点から、複合的役割を担う人材の育成や、介護福祉士養成施設の卒業生に係る国家試験義務づけの経過措置のあり方について、検討が必要ではないか。

【論点④】

- 外国人介護人材の確保・定着に向けてどのような対策をとっていくべきか。具体的には、小規模な法人等でも受入を可能とするための都道府県をはじめとした地方公共団体の役割、日本語支援のあり方をどのように考えるか。

【主なご意見】

- 外国人介護人材の定着に向けては、日本語教育や生活環境整備など、特に小規模な法人では事業所単独では必要な対応が困難な場合もあることから、地方公共団体と連携をしながら進めていくことが必要。
- 外国人の人権擁護の観点から相談窓口の拡充を進めるとともに、不正発覚時の厳正な対処の観点から関係者の緊密な連携が必要。
- 准介護福祉士については、資格に対する社会的評価・資質の担保の観点も踏まえると、懸念されたフィリピンへの影響の懸念が払拭されることを踏まえ、撤廃すべき。



外国人介護人材の確保・定着に向けた各種取組を引き続き進めるとともに、プラットフォーム機能の充実により、地方公共団体による支援等を推進していくことについて、検討する必要があるのではないか。

また、准介護福祉士の資格のあり方についても検討が必要ではないか。

介護福祉士養成施設卒業者の経過措置に係る論点

現状・課題

- 介護福祉士の資質の担保、向上を図るため、平成19年に介護福祉士養成施設の卒業者に対しても国家試験合格を資格取得要件とする社会福祉士及び介護福祉士法の改正を行った。
- その後、新たな教育内容（喀痰吸引等）の追加や人材確保が困難な状況を踏まえ、施行が2度延期され、平成28年には現在の経過措置を講じた上で、5年間（平成29年度から令和3年度まで）かけて漸進的に導入することとした。
- 令和2年改正では、介護人材の不足が深刻化する中で、外国人留学生が急増したことを受け、介護サービスの提供に支障をきたすことの無いよう、経過措置を5年間（令和8年度まで）延長することとした。
- 法改正に当たっては、改めて附帯決議が付され、養成施設ごとの合格率の公表等、養成実態・実績の調査把握や、日本人学生・留学生への支援の充実について記載された。
- 附帯決議を踏まえ、養成施設ごとの合格率の公表（R2年度～）、返済免除要件付きの学費等の貸付、多言語による学習教材の作成や試験対策講座等の取組を実施している。
- 介護福祉士養成施設卒業者に対する経過措置については、令和8年度卒業者（令和9年3月末卒業）までが対象となっている。

論点

- 経過措置の取り扱いについては、上記のような経過の中で、資質の担保や資格の評価を高める観点から、令和2年改正法による改正後の規定どおり令和8年度卒業者までで終了すべきといった意見や、人材確保の観点から再度の延長が必要といった意見など、様々な意見がある中で、今後の取り扱いについてどのように考えるか。

介護人材の届出制度に係る論点

論点

現状・課題

- 地域の実情に応じて必要な人材確保対策を講じていくためには、地域における介護人材の実態把握等を行っていくことが必要である。現在、介護現場の中核を担う専門職を確保するため、潜在介護福祉士の把握や復職支援の観点から離職者届出制度がある一方、地域介護人材の状況を把握する上で届出制度は十分に機能しているとは言えないとの声がある。
- また、介護人材の定着においては、中核的役割を担うことが期待される介護福祉士をはじめ、介護職員のキャリアアップを図っていくことが重要である。キャリアアップのためには教育・研修機会の充実に加え、その情報を本人に届けていくことも重要である。
- 加えて、潜在介護福祉士の活用も重要であり、離職者届出制度による復職支援の強化を行うとともに、届出の対象者を広げるなど、制度の更なる充実と活用の検討が必要である。

論点

【現行制度の強化】

- ① 潜在介護福祉士の復職等を更に強化していくために、復職支援の手法としてどのようなことが考えられるか。

【現行制度の拡充】

- ② 潜在介護福祉士の円滑な復職支援を主目的とした離職者届出制度を活用し、地域における介護人材の実態把握や山脈型キャリアモデルを見据えたキャリア支援を行うため、届出対象者を現任者（介護・福祉現場の従事者）にまで拡大することについてどう考えるか。
- ③ 実態把握のため、離職者・現任者ともに届出内容の定期的な更新が必要と考えられるが、現在も届出支援の努力義務がかかっている介護事業者等は、その負担も考慮しつつどのような支援を行うことが考えられるか。
- ④ 届出者の負担も考慮しつつ、介護人材の実態把握や山脈型キャリアモデルを見据えたキャリア支援を行うため、どのような情報を届け出るべきと考えるか。
- ⑤ 現任者の届出を行う場合、届出のメリットを感じられるよう、どのようなキャリア支援、研修等の情報提供が考えられるか。

◇第3回(2025.8.29)

- ▶ 8月29日、厚生労働省は第3回福祉人材確保専門委員会（委員長：松原由美 早稲田大学人間科学学術院教授）を開催した。
- ▶ 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」を踏まえた論点について、各関係者（介護人材政策研究会、全国介護事業者連盟、民間介護事業推進委員会、全国老人保健福祉施設協議会、日本労働組合総連合会、全国社会福祉法人経営者協議会）にヒアリングを行った。

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

◇第7回(2025.9.17)

- ▶ 9月17日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 前回に続き、介護分野での生産性向上と国内人材確保の取組に対しての成果が示された。

①生産性向上のための取組に対しての成果

- 「パソコンによって利用する介護ソフト」のうち「利用者情報の入力・保存・転記の機能」があるものを「日常的に利用している」と回答した事業所の割合について、令和5年度は66.2%だったところ、令和6年度は75.4%へ増加。
- 介護事業所の有給取得日数は令和元年度には7.0日であったが、令和5年度には7.9日に増加した。また、介護分野における離職率は、令和元年度には15.4%であったが、令和5年度には13.1%に減少した。

②国内人材確保のための取組に対しての成果

(1)処遇改善について

- 介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、令和5年度と令和6年度を比較すると4.3%(約1.4万円)増加。

(2)その他の国内人材確保対策について

- 令和3年度から令和5年度にかけて、介護職員(施設等)の高齢者・女性の割合がそれぞれ1.7%、4.0%増加しており、高齢者・女性の就業促進が図られている。
- 加えて、人材定着の観点から、介護分野における離職率は、令和元年度には15.4%であったが、令和5年度には13.1%に減少した。

(3)安全衛生対策について

- 労災発生率(度数率)(老人福祉・介護事業)は、令和4年度には4.64であったところ、令和5年度には4.25に減少した。

- ▶ また、育成就労制度における本人意向による転籍の制限(案)についても協議が行われ、下記のように案が示されている。

育成就労制度における本人意向による転籍の制限(案)について



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

転籍とは

計画的な人材育成の観点からは、育成就労は3年間を通じて同一の育成就労実施者の下で行われることが効果的であり望ましいものの、暴行、ハラスメント、重大悪質な法令違反行為又は重大悪質な契約違反行為があった場合などやむを得ない事情がある場合のほか、同一の育成就労実施者の下で育成就労を行った期間が一定の期間を超えている等の一定の要件を満たす場合には、育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者の変更(転籍)を行うことができる。(基本方針(令和7年3月11日付け閣議決定)第四2(1)工)

転籍制限と待遇向上策

- ・転籍制限期間については、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定するものとする。(基本方針(令和7年3月11日付け閣議決定)第四2(1)工)
- ・1年を超える転籍制限期間を定めた育成就労産業分野において、当該期間を選択した育成就労実施者においては、就労開始から1年を経過した後は転籍の制限を理由とした昇給その他育成就労産業分野ごとに定める基準を満たす待遇の向上等を図らなければならない。(同上)
- ・また、転籍に当たっては、技能検定基礎級又は相当する育成就労評価試験及び各育成就労産業分野において日本語教育の参照枠A1相当の水準から「特定技能1号」への在留資格の変更に必要となる水準までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定する日本語能力の試験に合格していることが求められる。(同上)
- ・1年を超える転籍制限期間を定めた育成就労産業分野において、育成就労実施者の判断で自主的に転籍制限期間を1年とすることを選択した場合には、育成就労産業分野ごとに定める基準を満たす待遇の向上等の義務はかからない。

各分野ごとの転籍制限・待遇向上策一覧

※この一覧表は、様々な御意見を踏まえた暫定的なものである。

	介護	クリーニング	サブリネン	工業製品製造業	建設	造船・造船工業	自動車整備	宿泊	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	製造業	飲食料品	外食業	林業	木材産業	資源循環
1年を超える転籍制限	2年	—	—	2年(調整中)	2年	2年	2年	—	—	—	—	—	—	2年	2年	—	—	2年
日本語能力要件	A2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
待遇向上策	※2	—	—	※2(調整中)	※2(調整中)	※2	※2	—	—	—	—	—	—	※2	※2	—	—	※2

<通知・公表>

2024 年 雇用動向調査結果の公表(2025.8.26)

- ▶ 8 月 26 日、厚生労働省が「2024 年雇用動向調査」を公表し、入職者が離職者より多い入職超過率は医療・福祉産業では 0.3%と発表され、前回(2023 年)調査の 1.4%より 1.1%縮小した結果となった。
- ▶ 前回調査から医療・福祉産業の入職者は、10 万 7900 人減の「115 万 8600 人」、離職者が 2 万 1700 人減の「113 万 5400 人」と、入職者が離職者より「2 万 3200 人」多い結果となった。
- ▶ 前々回(2022 年)調査では、2004 年以降で初めてマイナス(-0.9%)となり、離職者が入職者より多い状態が波紋を呼んだが、今回はマイナスではないものの、前回調査より落ち込んだ結果となり、人材不足が懸念される。

都道府県での最低賃金の答申状況を公表(2025.9.5)

- ▶ 9 月 5 日、厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめた。
- ▶ 主な答申のポイントは以下のとおり。

- 47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ(引上げ額が 82 円は1県、81 円は1県、80 円は1県、79 円は1県、78 円は3県、77 円は2県、76 円は1県、74 円は1県、73 円は2県、71 円は4県、70 円は1県、69 円は2県、66 円は2県、65 円は8道県、64 円は9府県、63 円は8都府県)
 - 改定額の全国加重平均額は 1,121 円(昨年度 1,055 円)
 - 全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
 - 最高額(1,226 円)に対する最低額(1,023 円)の比率は 83.4%(昨年度は 81.8%。なお、この比率は 11 年連続の改善)
- ▶ 地域別最低賃金の改定額については以下のとおり。

令和7年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	63	1,076 (1,010)	65	+2	2025年 10月4日
青 森	C	64	1,029 (963)	76	+12	2025年 11月21日
岩 手	C	64	1,031 (962)	79	+15	2025年 12月1日
宮 城	B	63	1,036 (973)	65	+2	2025年 10月4日
秋 田	C	64	1,031 (961)	80	+16	2026年 3月31日
山 形	C	64	1,032 (965)	77	+13	2025年 12月23日
福 島	B	63	1,033 (965)	78	+15	2026年 1月1日
茨 城	B	63	1,074 (1,006)	69	+6	2025年 10月12日
栃 木	B	63	1,066 (1,004)	64	+1	2025年 10月1日
群 馬	B	63	1,063 (985)	78	+15	2026年 3月1日
埼 玉	A	63	1,141 (1,078)	63	±0	2025年 11月1日
千 葉	A	63	1,140 (1,076)	64	+1	2025年 10月3日
東 京	A	63	1,226 (1,163)	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	1,226 (1,162)	63	±0	2025年 10月4日
新 潟	B	63	1,060 (985)	65	+2	2025年 10月2日
富 山	B	63	1,062 (998)	64	+1	2025年 10月12日
石 川	B	63	1,064 (984)	70	+7	2025年 10月8日
福 井	B	63	1,063 (984)	69	+6	2025年 10月8日
山 梨	B	63	1,062 (988)	64	+1	2025年 12月1日
長 野	B	63	1,061 (998)	63	±0	2025年 10月3日
岐 阜	B	63	1,066 (1,001)	64	+1	2025年 10月18日
静 岡	B	63	1,097 (1,034)	63	±0	2025年 11月1日
愛 知	A	63	1,140 (1,077)	63	±0	2025年 10月18日
三 重	B	63	1,067 (1,023)	64	+1	2025年 11月21日
滋 賀	B	63	1,080 (1,017)	63	±0	2025年 10月5日
京 都	B	63	1,122 (1,058)	64	+1	2025年 11月21日
大 阪	A	63	1,177 (1,114)	63	±0	2025年 10月16日
兵 庫	B	63	1,116 (1,052)	64	+1	2025年 10月4日
奈 良	B	63	1,061 (986)	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	1,046 (980)	65	+2	2025年 11月1日
鳥 取	C	64	1,030 (967)	73	+9	2025年 10月4日
島 根	B	63	1,033 (962)	71	+8	2025年 11月17日
岡 山	B	63	1,047 (982)	65	+2	2025年 12月1日
広 島	B	63	1,066 (1,020)	65	+2	2025年 11月1日
山 口	B	63	1,043 (979)	64	+1	2025年 10月16日
徳 島	B	63	1,046 (980)	66	+3	2026年 1月1日
香 川	B	63	1,036 (970)	66	+3	2025年 10月18日
愛 媛	B	63	1,033 (966)	77	+14	2025年 12月1日
高 知	C	64	1,023 (962)	71	+7	2025年 12月1日
福 岡	B	63	1,067 (992)	65	+2	2025年 11月16日
佐 賀	C	64	1,030 (966)	74	+10	2025年 11月21日
長 崎	C	64	1,031 (963)	78	+14	2025年 12月1日
熊 本	C	64	1,034 (962)	82	+18	2026年 1月1日
大 分	C	64	1,036 (964)	81	+17	2026年 1月1日
宮 崎	C	64	1,023 (962)	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	1,026 (963)	73	+9	2025年 11月1日
沖 縄	C	64	1,023 (962)	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			1,121 (1,056)	66	+3	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

8. 予算

<法改正等>

厚生労働省令和 8 年度予算概算要求(2025.8.29)

- ▶ 厚生労働省は、8 月 29 日に財務省に対して令和 8 年度予算概算要求を行った。
- ▶ 一般会計では 34 兆 7,929 億円となり、対前年比 4,865 億円の増。
- ▶ 令和 8 年度概算要求における重点要求は以下のとおり。

令和 8 年度厚生労働省予算概算要求における重点要求

「労働供給制約社会」へ本格的に突入するとともに、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、
○社会構造の変化に対応した保健・医療・介護の構築や、包摂的な地域共生社会等の実現
○物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
について、以下を柱に重点的な要求を行い、安心と活力ある暮らしの実現を目指す。

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

<医療・介護・障害福祉分野の賃上げ・経営の安定・人材確保等>
○経済・物価動向等への的確な対応や、DX、タスクシフト・タスクシェア等の計画的推進

<地域医療・介護の提供体制の確保>
○質が高く効率的な医療提供体制の確保
○地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
○救急・災害医療提供体制の確保
○小児・周産期医療提供体制の確保

<医療・介護分野におけるDXの推進>

<創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給や品質・安全性の確保等>

○研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援
○研究開発によるイノベーションの推進
○医薬品等の安定供給の推進、後発医薬品業界の再編推進
○医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策

<予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策等>

○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
○認知症施策の総合的な推進
○がん・循環器病・肝炎・難病・移植医療対策等の推進
○歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
○食の安全・安心の確保

<感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等>

<安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保>

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

<賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援>

○中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

<リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進>

○リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化

<人材確保の支援>

○深刻化する人手不足への対応

<多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等>

○就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進
○多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進
○ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現
○フリーランスの就業環境の整備

<女性の活躍促進>

○男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進
○子育て中の女性等に対する就職支援の実施
○女性の健康課題に取り組む事業主への支援

III. 包摂的な地域共生社会等の実現

<地域共生社会の実現等>

○生活困窮者自立支援等の推進
○生活保護制度の着実な推進
○障害者支援の促進、依存症対策の推進
○成年後見制度の利用促進、身寄りのない高齢者等への支援
○相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備
○困難な問題を抱える女性への支援の推進
○自殺総合対策、ひきこもり支援の推進

<戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進>

<安心できる年金制度の確立>

<被災者・被災施設の支援等>

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

医療・介護・障害福祉分野の質上げ・経営の安定・人材確保等

日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、これまでの改革努力を継続しつつ、現場で働く幅広い職種の方々の質上げや昨今の物価上昇の影響といった経済・物価動向等への的確な対応とともに、DX、タスクシフト・タスクシェア等を計画的に進めることで、質上げ・経営の安定・人材確保等につながるよう、次期報酬改定を始めとした必要な対応策を講ずる。

地域医療・介護の提供体制の確保

2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、質が高く効率的な地域医療・介護提供体制を全国で確保する。

- 質が高く効率的な医療提供体制の確保 **806億円（759億円）**
- 新たな地域医療構想の推進、勤務医の働き方改革の推進、在宅医療の推進等のための地域医療介護総合確保基金等による支援
 - 医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進
 - 人生会議（ACP）の普及・啓発活動の更なる推進
 - 看護現場におけるICT活用の推進、特定行為研修の推進、多様なニーズに合わせた看護師の確保
 - 薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化 等
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進 **2,457億円（2,292億円）**
- 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び訪問介護員や介護支援専門員など介護従事者の確保等支援
 - 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援
 - 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化
 - 介護職員等処遇改善加算の取得支援
 - 介護施設等の防災・減災対策の推進 等

- 救急・災害医療提供体制の確保 **124億円（114億円）**
- ドクターヘリの活用による救急医療体制の強化
 - 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT等の体制整備等による災害に備えた危機管理体制強化 等
- 小児・周産期医療提供体制の確保 **26億円（4億円）**
- 周産期母子医療センター等への支援
 - 地域の実情に応じた小児・周産期医療機能の集約化・役割分担の推進
 - 希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築 等

医療・介護分野におけるDXの推進

- マイナ保険証の利用を促進しつつ、医療DX工程表に基づき、医療・介護DXの技術革新の迅速な実装により、全国で、質が高く効率的な医療・介護サービスが提供される体制を構築する。
- 医療・介護分野におけるDXの推進 **162億円（44億円）**
- 全国医療情報プラットフォームにおける、公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進、電子処方箋の利用拡大
 - 自治体検診における医療機関等との連携の推進
 - 医療安全の向上に向けた医薬品・医療機器等の物流DXの推進に資する製品データベースの構築
 - 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化
 - 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修
 - 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充
 - 介護・障害福祉分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進 等

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給や品質・安全性の確保等

医薬品業界の構造改革を進めるとともに、「健康・医療戦略」に基づき、創薬エコシステムの発展やヘルスケア市場の拡大、創薬力の基盤強化に向け、革新的医薬品等実用化支援基金・後発医薬品製造基盤整備基金の造成をはじめ、一体的に政策を推進する。

- 研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援 **97億円（65億円）**
- 国際競争力のある治験・臨床試験環境の整備
 - 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化
 - 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
 - 創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化
 - リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進
 - 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化
 - 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進 等
- 研究開発によるイノベーションの推進 **657億円（548億円）**
- がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進
 - AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備及び活用促進
 - 日本医療研究開発機構（AMED）における研究、厚生労働科学研究の推進

- 医薬品等の安定供給の推進、後発医薬品業界の再編推進 **23億円（2億円）**
- 製薬企業の出荷量等や医薬品の需給状況の把握のための体制整備
 - 抗菌薬等の国内在庫の確保に向けた体制整備への支援による、安定供給の推進
 - 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援
 - 献血血液や血漿分画製剤の確保対策
 - バイオ後続品の国内生産体制整備計画に対する支援、製造人材育成確保の推進
- 医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策 **4億円（3億円）**
- 薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進
 - 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
 - 違法薬物の取締りのための国際機関との連携の強化 等

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策等

性別や年齢に関わらず生涯活躍できる社会の実現に向け、健康づくり・予防・重症化予防を推進する。加えて、女性の健康支援の総合対策、認知症施策に総合的かつ計画的に取り組む。また、がん・循環器病・肝炎・難病などの各種疾病対策を着実に実施するとともに、歯科保健医療などを推進する。

- 予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり** 21億円 (15億円)
 - 女性の健康総合センターにおける診療機能の充実及び研究の推進、女性の健康支援の推進
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
 - 糖尿病性腎症の重症化予防事業、予防・健康づくりに関する大規模実証事業等への支援
 - 睡眠を含むスマート・ライフ・プロジェクト (SLP) の推進 等
- 認知症施策の総合的な推進** 130億円 (125億円)
 - 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた自治体の認知症施策推進計画の策定支援等の認知症施策の推進 等
- がん対策、循環器病対策等の推進** 449億円 (399億円)
 - がん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進
 - 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築
 - リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病 (CKD) 対策の推進 等
- 肝炎対策の推進** 53億円 (53億円)
 - 肝炎患者等の重症化予防の推進
 - 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進 等
- 難病・小児慢性特定疾病対策、移植医療対策の推進** 1,740億円 (1,660億円)
 - 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進
 - 移植医療対策の推進

- 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進** 34億円 (27億円)
 - 生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進
 - 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築
 - 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進
 - 地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進

- 食の安全・安心の確保** 36億円 (30億円)

感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等

国立健康危機管理研究機構と連携し、次なる感染症危機への対応に万全を期すとともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現に向けた取組の加速や健康・医療・介護の国際展開等により国際保健課題対策に係る貢献を促進する。

- 次なる感染症危機に備えた体制強化** 371億円 (302億円)
 - 国立健康危機管理研究機構の情報収集・研究開発基盤・感染症危機に備えた人材育成体制等の強化
 - 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
 - 平時からの計画的な個人防護具の備蓄 等
- 国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等** 35億円 (19億円)
 - UHCナレッジハブにかかるWHOオフィスの運営・研修実施、保健システムの強化の支援を含む関係国際機関等への提出
 - 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進
 - 外国人介護人材の確保に向けた海外現地への働きかけ、定着支援の推進 等
- 安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保**
- 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担** 10兆4,849億円 (10兆2,779億円)
- 国民健康保険への財政支援** 3,071億円 (3,071億円)
- 被用者保険への財政支援** 1,253億円 (1,253億円)

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029年度までの5年間で「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を集中的に行う。最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しする。また、非正規雇用労働者への支援を行う。

- 中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援** 2,022億円 (2,003億円)
 - 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援（「賃上げ」支援助成金パッケージ）において、以下の各助成金により、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援
 - ・業務改善助成金
 - ・働き方改革推進支援助成金
 - ・人材開発支援助成金
 - ・人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
 - ・キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）
 - ・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）
 - ・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）
 - 生産性向上による賃上げに取り組む企業に対する伴走型支援の実施
 - 各地域における賃金引上げの機運醸成に向けた地方版政労使会議開催に関する広報事業の実施
 - 生活衛生関係事業者に対する生産性向上のための伴走型の相談支援、価格転嫁等の取組支援の実施
 - 正社員転換・処遇改善に取り組む事業主に対する助成や求職者支援制度を通じた非正規雇用労働者への支援の推進 等

リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進

労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるため、技術トレンドを踏まえた効果的なリ・スキリング支援、ジョブ型人事指針の周知、生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化を推進する。

- リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化** 1,961億円 (1,908億円)
 - 〈リ・スキリング〉
 - 教育訓練給付等の活用による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しや企業における人材育成の支援の促進
 - 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充
 - スキルの階層化・標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進
 - 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
 - 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進
 - 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施
 - 2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機とした若年層に対する技能尊重の機運醸成や技能労働者のスキル向上に向けた支援策の強化
 - 〈ジョブ型人事〉
 - 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事指針の周知
 - 〈労働移動の円滑化〉
 - 「job tag」や「しょくばらぼ」の充実・活用促進、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備・活用促進
 - 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援
 - ハローワークにおけるAIの活用の実証 等

Ⅱ. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

人材確保の支援

人手不足分野等における人材確保を推進するとともに、高齢者の社会参加、外国人材の就職支援等による人手不足解消に向けた取組を推進する。

- 深刻化する人手不足への対応 **515億円（484億円）**
 - ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設等による医療・介護分野等へのマッチング支援の強化
 - 雇用管理制度等の導入及び賃上げにより従業員の定着・確保を図る事業主への支援の拡充
 - シルバー人材センター等を活用した、高齢者の就労による社会参加の促進、高齢期の多様なニーズに応じたマッチングの推進
 - 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握等

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等

就職氷河期世代や、障害者や高齢者等多様な人材が能力を発揮しつつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を進める。ハラスメント対策を推進するとともに、多様で柔軟な働き方を推進する取組を行う。

- 就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進 **501億円（460億円）**
 - 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援
 - ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
 - 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
 - 地域若者サポートステーションにおける就労支援体制の強化
 - 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備
 - 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進等

- 多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進 **1,326億円（1,289億円）**
 - 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進
 - 年次有給休暇の取得促進や選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備
 - 適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進
 - 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替の体制整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援
 - 共働き・共育で推進に向けた、社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進
 - 両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付金や育児期に時短勤務を選択した場合に支給する育児時短就業給付金による支援
 - 勤務時間インターバル制度導入促進のための支援
 - 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

- ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現 **75億円（67億円）**
 - カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進
 - 地域産業保健センター等における体制整備や相談支援の充実による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進
 - 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進
- フリーランスの就業環境の整備 **2億円（2億円）**
 - フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施

Ⅱ. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

女性の活躍促進

男女間賃金差異の解消及び女性管理職比率の向上に向けた取組、子育て中の女性等に対する就職支援、仕事と女性の健康課題等との両立支援等を推進する。

- 男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進 **5億円（5億円）**
 - 男女間賃金差異の解消等に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングや情報提供の実施

- 子育て中の女性等に対する就職支援の実施 **45億円（42億円）**
 - マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- 女性の健康課題に取り組む事業主への支援 **2億円（2億円）**
 - 女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援

就職氷河期世代等の支援に向けた施策 **1,490億円（再掲）**

※ 令和8年度厚生労働省予算概算要求（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの施策）において、就職氷河期世代等の支援に関連する事業をとりまとめたもの。

「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」、「社会参加に向けた段階的支援」及び「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って取組を強化する。

〈就労・処遇改善に向けた支援〉

- 相談対応等の伴走支援：中高年層（ミドルシニア）の就労支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援
- リ・スキリングの支援：非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施、教育訓練休暇給付金、リ・スキリング等教育訓練支援融資事業、人材開発支援助成金、教育訓練講座受講環境整備事業、キャリア形成・リスキリング推進事業（中高年齢層の「経験交流・キャリアアブラン塾」）
- 就労を受け入れる事業者の支援：トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）
- 家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援：両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）、地域支援事業における家族介護者への相談支援体制の充実

〈社会参加に向けた段階的支援〉

- 社会とのつながり確保の支援：ひきこもり支援推進事業、ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業、ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修・広報事業
- 就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援：地域若者サポートステーション事業
- 柔軟な就労機会の確保：認定就労訓練事業の普及促進、生活困窮者自立支援制度における現任者向け人材養成研修（ステップアップ研修）事業

〈高齢期を見据えた支援〉

- 家計改善・資産形成の支援：家計改善支援事業の支援体制の強化
- 希望に応じた高齢期の就業機会の確保：65歳超雇用推進助成金
- 高齢期の所得保障：被用者保険適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

Ⅲ. 包摂的な地域共生社会等の実現

地域共生社会の実現等

国民一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。

- 生活困窮者自立支援等の推進 **917億円（833億円）**
 - 住まい支援を始めとする自立相談支援機能の強化、就職氷河期世代を含む就労・家計改善の支援
 - 子どもの学習・生活支援事業等の推進 等
- 生活保護制度の着実な推進 **102億円（89億円）**
 - デジタル化を通じた適正受診・健康管理の推進
 - 生活保護業務の負担軽減のためのデジタル技術活用や福祉事務所の体制確保 等
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進 **1兆8,198億円（1兆7,113億円）**
 - 障害福祉サービス事業所等の整備、防災・減災対策の推進
 - 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
 - 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
 - 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援 等
- 成年後見制度の利用促進、身寄りのない高齢者等への支援 **58億円（48億円）**
 - 都道府県・市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - 身寄りのない高齢者等に対する見守り、入院・入所等の手続支援 等
- 相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備 **949億円（885億円）**
 - 生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備
 - 過疎地域等における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約や地域との連携・協働を図るモデル事業の実施 等

- 困難な問題を抱える女性への支援の推進 **57億円（51億円）**
 - 本人の状況に応じた支援の推進と地域連携の促進による地域移行支援の推進、一時保護所における支援の推進
 - 官民協働等による自立支援のための就職支援等の推進
- 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進 **77億円（58億円）**
 - 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進
 - 地方自治体における広域連携等を通じたひきこもり相談支援の取組の推進 等
- 戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進
- 遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備 **39億円（33億円）**
- 戦没者の慰霊・記憶の継承 **16億円（11億円）**
- 安心できる年金制度の確立
- 持続可能で安心できる年金制度の運営 **13兆6,360億円（13兆6,129億円）**
- 被災者・被災施設の支援等
- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等 **123億円（97億円）**

こども家庭庁令和8年度予算概算要求(2025.8.26)

- ▶ こども家庭庁は、8月26日に財務省に対して令和8年度予算概算要求を行った。
- ▶ 一般会計では7兆4,229億円となり、対前年比959億円の増。
- ▶ 令和8年度概算要求における主なポイントは以下のとおり。

こども家庭庁 令和8年度概算要求のポイント

こどもまんなか社会の基盤構築

14億円

- 「こどもまんなか」に向けた民間企業の取組支援と環境整備
- こども・若者の意見反映の推進
- EBPM推進体制の強化 等

若年世代が安心して希望する将来設計を追求できる社会の構築

4兆1,338億円＋事項要求

若年世代を巡る状況と課題の総合的把握 [1億円]

- 若者10万人の総合調査 等

若年世代とのつながり・支援ニーズ把握と支援の強化

- 若年世代とのつながり・居場所づくりの推進 [14億円]

- 地域の若者支援体制強化事業の創設

若年世代の将来設計の可能性の最大化 [33億円]

- 地域における若年世代のライフデザイン支援等
- 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム 等

仕事と子育ての両立等への支援 [1兆3,545億円＋事項要求]

- 自営業・農家・パート・フリーランス等への育児期間の支援の拡充
- 放課後児童クラブや病児保育の充実
- 企業の仕事・子育て両立支援への補助 等

プレコンセプションケアの普及等に向けた取組の強化 [57億円]

- 思春期健康相談体制の整備などのプレコンセプションケアの普及
- 不妊治療等のアクセス支援、卵子凍結モデル事業による環境整備の創設 等
- こども未来戦略により拡充された児童手当の確実な支給 [2兆1,156億円] 等

未来を担う子どもたちのための保育の質の向上等

1兆9,221億円+事項要求

保育の質の向上等 [1兆9,141億円+事項要求]

- 保育士等の処遇改善 ○ 「見える化」の推進
- こども誰でも通園制度の本格実施 ○ 保育所等での虐待防止
- ミドルリーダーによる地域の保育の質の向上
- 第三者評価の改善による質の向上
- 保育士・保育所支援センターの推進
- 認可外保育施設の質の向上
- 「はじめの100か月の育ちビジョン」の推進 等

こどもの可能性を引き出す安全・安心な居場所の確保 [37億円]

- こどもの多様な居場所づくり支援
- ショートステイ・トワイライトステイ強化モデル事業の創設
- 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業の創設 等

こどもの安心・安全の確保等 [42億円+事項要求]

- こども性暴力防止法等の円滑な施行
- 青少年のインターネット利用環境の整備 等

地域ぐるみの包括的なこども・若者支援システムの構築

1兆13億円+事項要求

支援ニーズを見逃さないコンタクトポイント・相談体制の確保

[妊娠・出産・乳幼児] [1,382億円+事項要求]

- 妊産婦等に対する包括的な相談支援
- 産後ケアの推進
- 妊婦・乳幼児健診等の推進 等
- [こども・若者]
- 地域ネットワーク構築によるこども支援
- 支援が必要なこども等のデータ連携基盤に係る研究
- こども家庭センター等の強化
- ヤングケアラーとの関係構築
- ひとり親家庭に対する相談支援体制の更なる強化
- 支援を必要とする児童の早期発見・支援
- 若者10万人の総合調査[再掲]
- 若年世代とのつながり・居場所づくりの推進[再掲]
- 地域の若者支援体制強化事業の創設[再掲] 等

支援ニーズが把握されたこども・若者への支援の強化

[自殺対策] [428億円+事項要求]

- こどもの自殺対策強化 等
- [ひとり親・こどもの貧困]
- ひとり親の収入増に向けた就業支援の強化
- ひとり親家庭等のこどもの進学・体験支援
- 養育費確保等への支援 等
- [障害児・医療的ケア児等]
- インクルージョンの取組の強化
- 医ケア児等やその家族への支援の拡充
- 発達に特性のあるこども一人ひとりの状況に応じた支援の強化
- 地域のこどもホスピスに対する支援 等
- [児童虐待・社会的養護]
- 家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進
- 専門性のある児童相談所職員等の処遇の大幅な改善
- 児童福祉人材の確保・定着に向けた取り組みの強化 等

人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なこども施策の提供体制の構築 511億円+事項要求

- 保育提供体制の持続的確保、地域分析等を踏まえた適正化や多機能化
- 児童福祉施設・障害児支援施設等の着実な整備 ○ DXによる利便性向上・現場の負担軽減 等

2

内閣府防災令和 8 年度予算概算要求(2025.8.29)

- ▶ 内閣府防災は、8 月 29 日に財務省に対して令和 8 年度予算概算要求を行った。
- ▶ 一般会計では 200 億円となり、対前年比 54 億円の増。
- ▶ 令和 8 年度概算要求における主なポイントは以下のとおり。

() は、7 年度当初予算額

I 「防災庁」(仮称) の設置を見据えた災害対応力の充実・強化

(1) 避難生活環境の抜本的改善など被災者支援体制強化

- 「災害対応車両登録制度」の充実・登録促進
 - ・災害対応車両登録制度の運用改善や普及・啓発を行う。【150 百万円(43 百万円)】
- 「罹災証明コーディネーター等派遣制度」の創設
 - ・罹災証明書の交付を支援するコーディネーター(支援の経験者等)を登録し、発災時に被災自治体のニーズに応じて派遣する。【92 百万円(新規)】

○プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄の充実

- ・必要な備蓄品目の追加や生活環境整備に必要な物資機材の備蓄の充実。【655 百万円(新規)】

(2) 産官学民連携体制の構築、防災教育や人材育成の推進

○官民連携による被災者支援体制整備

- ・「被災者援護協力団体登録制度」の充実、災害中間支援組織の整備・強化、避難生活支援リーダー/サポーター研修の全国展開や研修修了者の活用等を実施。【692 百万円(315 百万円)】

○地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進

- ・地方自治体、住民等が連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修受入れ枠・実施個所数を拡充するとともに、デジタル防災教育を推進。【756 百万円(585 百万円)】

(3) 防災 DX の推進

○防災デジタルプラットフォームの構築

- ・新総合防災情報システム (SOBO-WEB) や新物資システム (B-PLo) の運用・整備、活用促進等。【1,440 百万円(956 百万円)】

○災害画像の集約・共有・活用の仕組み構築による初動対応の充実

- ・空撮画像等からの確な災害対応に必要な情報の集約・分析を行い、迅速に被害の全体像を把握し共有する仕組みを構築するプロジェクトを推進。【120 百万円(新規)】

(4) 大規模災害対策の充実

○自治体における事前防災力強化の支援事業

- ・地域の課題を踏まえた先進的な防災計画の策定等を支援。【300 百万円(120 百万円)】

○船舶を活用した医療提供体制の充実

- ・人材の育成・確保、資器材等の整備を更に進めるとともに、訓練による検証、体制の充実に係る調査検討を実施。【1,078 百万円(97 百万円)】

(5) 国際防災協力の推進、防災産業の海外展開

- ・防災産業の海外展開支援の充実等を実施するとともに、2027 年秋のアジア太平洋防災閣僚級会議 (日本開催) に向けた企画・検討を実施。【368 百万円(312 百万円)】

Ⅱ 「防災庁」(仮称) の設置 (事項要求) ※内閣官房から事項要求

令和 8 年度中の「防災庁」(仮称) の設置準備及び設置・運営に必要な経費及び組織・定員について、予算編成過程において検討。

9. 災害対策

<会議>

防災立国推進閣僚会議

◇第3回(2025.9.2)

- ▶ 9月2日、内閣府は第3回防災立国推進会議を令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部(第14回)と合同で開催した。
- ▶ 会議では、「能登半島地震からの復旧・復興に向けた取組」「防災対策強化の取組」について各省大臣から報告が行われた。
- ▶ 石破総理大臣からは、「防災庁については、政府全体の司令塔たるにふさわしい組織・人員・権限を備えた、内閣直下の庁とすることを指すとともに、地方の防災拠点についても、地域の支援強化や大規模災害発生時の業務継続性の観点を踏まえ、引き続き具体の検討を進めていくこととする。

また、令和8年度は、内閣府防災の取組強化や、防災庁の設置・運営のための予算を十分に確保する必要がある。引き続き、人命・人権最優先の防災立国の実現に向け、関係府省庁連携の下、必要な準備を加速していただきたい」との発言があった。

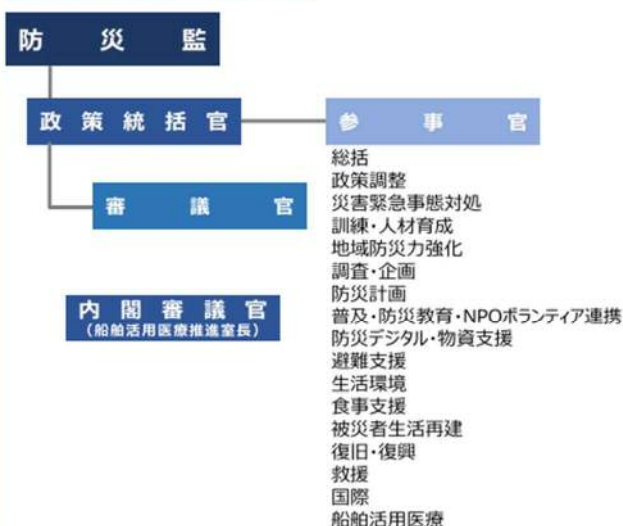
防災庁の新設に伴う体制整備の方向性

- 南海トラフ地震等の国難級の災害に対し、人命を守り抜き、必要な国家・社会機能を維持するため、防災庁は、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、**中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔**としての機能を担う。
- これらの機能を果たすため、防災庁は、**内閣直下に設置し、政府全体の防災施策の実施をリードし加速するための勅告権等を有する専任の大臣**の下、十分な**エキスパート人材を有する組織体制を整備**する。

防災庁設置に向けた体制整備の方向性

【現行】内閣府の部局

【定員220名】



【防災庁設置時】

内閣直下の庁として、政府全体の司令塔たるにふさわしい体制を整備。
具体的には、

- 防災庁全体の円滑な事務遂行のための「総合調整（官房機能）」を担う部局
- 災害発生時における「事態対処」を担う部局

に加えて、

- 徹底的な事前防災推進のための「戦略的な防災計画・対策の企画立案」を担う部局
- 産官学民連携体制の構築や、避難生活環境の抜本改善、人材育成などの「地域防災力強化」を担う部局

を置くとともに、

広報、防災産業・研究開発、防災教育 等の取組を強化。

※ 防災庁が担うべき役割を果たすために必要な組織・定員の確保を図る（事項要求）
※ 地方の防災拠点についても、地域の支援強化や、大規模災害時の業務継続性の観点を踏まえ、検討を進める。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 78 号」No.4 Ver. 1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>